

まえがき

急速な経済発展に伴い、生活水準が向上し、食を取り巻く社会環境の大きな変化や食に関する国民の価値観・ライフスタイル等の多様化が進む中、国民の意識の変化や世帯構造の変化、また、様々な生活状況に伴い、健全な食生活を実践することが困難な場面が増えてきています。

特に、子供の食生活の乱れや健康に関しては、例えば、偏った栄養摂取や朝食の欠食に代表されるような不規則な食事などの食生活の乱れ、肥満や過度のやせ、アレルギー疾患等の疾病などが見受けられ、増加しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されています。

こうした中、子供の食生活については、学校、家庭、地域が連携して、次代を担う子供の望ましい食習慣の形成に努める必要があります。

学校においては、これまでも、給食の時間や教科等の時間を通じて、食に関する指導を行ってきました。食育の推進が大きな国民的課題となっている今日、学校における食育を一層推進するため、学校給食の教育的意義を改めて認識しつつ、学校の教育活動全体で食に関する指導の充実に努めていくことが大切です。

国においては、食育の推進を国民運動として総合的かつ計画的に推進するため、平成17年に施行された「食育基本法」に基づき「食育推進基本計画」を策定し、現在は、平成28年度から平成32年度（2020年度）までの5年間を期間とする「第3次食育推進基本計画」により、各種の施策を推進しています。

また、平成29年には小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針を、平成30年には高等学校学習指導要領を、平成31年には特別支援学校高等部学習指導要領を改訂しました。各学習指導要領においては、引き続き、「学校における食育の推進」を総則に位置付け、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する指導を充実させることを明記するとともに、教育課程の編成及び実施に当たっては、教科等横断的な視点に立ち、新たに食に関する指導の全体計画と関連付けながら効果的な指導が行われるよう留意することも明記しました。

本書は、平成19年3月に初版を作成し、平成22年3月の第一次改訂を経て、平成29年から平成31年までの新学習指導要領等の改訂を踏まえ新たに改訂したものです。具体的には、学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、食に関する指導の基本的な考え方や指導方法、食育の評価について示しています。

今後、学校において、本書を活用していただき、子供がその発達の段階に応じて食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校教育活動全体で食に関する指導に当たられるとともに、家庭や地域、他校種との連携を深め、学校における食育の一層の推進を図っていただくことを願っています。

本書作成に当たり、御協力を頂いた協力者や関係者の皆様に対し、心から感謝の意を表します。

平成31年3月

文部科学省初等中等教育局長

永山 賀久